

追 加 議 事 日 程 (1)

第 9 回定例会
R 6 . 9 . 19 午後 2 時
狛江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

- (1) 議案第 46 号
狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定実施要綱
- (2) 議案第 47 号
狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定審査会の運営に関する要綱
- (3) 議案第 48 号
公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定・公表について

2 報告事項

— 事務報告 —

- (1) 狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定基本方針について
- (2) 専決処分の報告について (損害賠償金の支払いについて)
- (3) 狛江市立学校教職員に対する処分について

議案第 46 号

狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定実施要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月19日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者の選定につき、最も適した事業者を特定する際の手続に関し、必要な事項を定める。

狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定実施要綱

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者（以下「委託事業者」という。）の選定につき、最も適した事業者を特定する際の手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審査会)

第2条 委託事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の運営及び審査に関する事項は、狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定審査会の運営に関する要綱（令和6年教育委員会要綱第号）で定める。

(選定方法)

第3条 事業者の選定は、プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により行うものとする。

(プロポーザルへの参加)

第4条 プロポーザルに参加できる事業者は、市長が当該事業を遂行するための知識及び能力を十分に有していると判断した者であって、狛江市指名業者選定委員会規則（昭和43年規則第10号）第1条の規定による狛江市指名業者選定委員会で承認されたものとする。

2 プロポーザルに参加する事業者は、狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定プロポーザル実施要項（以下「要項」という。）に規定する事業提案書（以下「提案書」という。）を市長に提出するものとする。

(失格条項)

第5条 プロポーザルに参加した事業者（以下「参加者」という。）が、審査期間中に次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 要項に示された条件等に適合しなかった場合
- (2) 要項に規定する提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合
- (3) 提案書に許容された表現方法以外の表現方法が用いられていた場合
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
- (5) 審査会委員又は関係者に不正な方法で援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないとして市が判断した場合

(提案書の取扱い)

第6条 参加者から提出された提案書の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 提出された提案書は、返却しないものとする。

(2) 提案書の作成又は提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(庶務)

第7条 プロポーザルの実施に関する庶務は、教育委員会教育部学校教育課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 47 号

狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定審査会の運営に関する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月19日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定実施要綱（令和6年教育委員会要綱第 号）第2条の規定に基づき設置する狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定審査会の運営に関し、必要な事項を定める。

狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定審査会の運営に関する
要綱

令和6年 月 日
教育委員会要綱第 号

(目的)

第1条 狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者（以下「委託事業者」という。）として適正かつふさわしい事業者を選定するため、狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定実施要綱（令和6年教育委員会要綱第号）第2条の規定に基づき、狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、第6条に規定する選定の方法により審査し、委託事業者を選定する。

(組織)

第3条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育部長
- (2) 情報政策課長
- (3) 市民課長
- (4) 学校教育課長

2 会長は、教育部長をもって充て、副会長に学校教育課長をもって充てる。

3 会長は、所掌事務について審査会を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務の終了までとする。

(招集及び審査会)

第5条 審査会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(選定の方法)

第6条 委託事業者の選定は、応募者から提出された提案書及び提案説明を審査会において評価する。

2 前項の評価は、狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定評価表（別記様式）により行い、審査会の各委員の評定の合計点が最も高い者を委託事業者として決するものとする。ただし、同点の者が生じた場合の順位は、会長の決するところによる。

3 選定結果は、応募者全員に文書で通知する。

(庶務)

第7条 審査会に関する庶務は、学校教育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第6条関係）

狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定評価表

No.	評価項目	審査の観点	配点					傾斜配点	評価点
			優良	良好	標準	劣る	欠如		
1	狛江市の基本方針との整合性	①導入システムは、「標準仕様書」に準拠しているか。 ②人口8万人規模で安定かつ確実な稼働を行うことができるか。 ③ガバメントクラウド（AWS）上で稼働させることができるか。（ガバメントクラウドまでのネットワークは、第五次L2WANを想定） ④ガバメントクラウドは共同利用方式としているか。 ⑤標準化対応（シフト）とガバメントクラウドへの構築（リフト）を同時に行うことができるか。 ⑥令和8年3月末までに標準準拠システムへの移行が完了できるか。	5	4	3	2	1	×	1
2	事業体制	令和8年3月末までの移行に向けて、ベンダとして適正な事業・連絡体制が組まれているか。	5	4	3	2	1	×	1
		財務状況、税の納付状況は良好であるか。資格（プライバシーマーク又はISMS）は取得済みであるか。	5	4	3	2	1	×	1
3	自治体への導入実績評価	就学事務及び住民基本台帳関係のシステム構築・導入実績・経験を有しているか。標準化対応版アクロシティとの連携実績、又は標準化対応版アクロシティの導入実績（予定含む）があるか。	5	4	3	2	1	×	1
4	本委託業務に対する事業者の方針・取組姿勢	システム構築にあたり、学事事務、就学援助事務及び関連事務の理解が充分か。	5	4	3	2	1	×	1
		システム連携やデータ連携等、関連事業者との円滑な調整に責任をもって取り組む姿勢があるか。	5	4	3	2	1	×	1
		システム構築にあたり、標準仕様書に基づく実装必須機能が全て満たされているか。	5	4	3	2	1	×	1
		標準仕様書に基づく実装必須機能以外の機能について、発注者が求めている機能が標準オプション機能として搭載されているか。	5	4	3	2	1	×	1
5	導入システムの操作性についての工夫点	標準仕様書に基づく実装必須機能及び標準オプション機能において、以下の要件が満たされているか。 ①必要項目に速やかにアクセスできるようデザインされているか。 ②情報を手入力により修正・更新する際、入力箇所の最小化が図られているか。 ③日付を入力する項目について、カレンダー機能での入力も可能か。	5	4	3	2	1	×	1
		標準仕様書に基づく実装必須機能及び標準オプション機能において、年度毎に学齢簿及び就学援助の記録が保存でき、随時、過去の状況確認が可能か。	5	4	3	2	1	×	1
		関連業務として一体で行う特別支援教育就学奨励費の認定事務が容易に行えるか。また、経費が抑えられるか。	5	4	3	2	1	×	2
6	住民記録システムとの連携	既存の住民記録システムとの連携機能を有し、発注者が希望する更新頻度となっているか。	5	4	3	2	1	×	1
7	稼働までのスケジュール、プロジェクト管理体制	稼働までのスケジュールについて、必要な手順が無理なく盛り込まれているか。	5	4	3	2	1	×	1
		構築・導入プロジェクトチームの構成は適切か。作業要員として、プロジェクト管理能力を有する者、品質管理能力を有する者が配置されるか。	5	4	3	2	1	×	1
		共同利用方式として必要なクラウド環境構築のための体制が組まれているか。	5	4	3	2	1	×	1
8	発注者側の作業内容及びそれについての支援等	稼働までに必要な発注者側の作業に対する配慮や支援が充分あるか。	5	4	3	2	1	×	1
		操作者への研修又は容易に操作を習得できる支援メニューが用意されているか。	5	4	3	2	1	×	1
9	見積額	必要経費を積算した明確なものとなっているか。見積項目について疑義（過不足）がなく、提案内容に対してコストは適正であるか。	5	4	3	2	1	×	1
		稼働後の利用料保守料等のランニング費用は適正であるか。	5	4	3	2	1	×	1
合計									

審査の観点ごとに採点し、点数（5・4・3・2・1）にマルを付けてください。

提案事業者	
評価実施日	
評価者名	

議案第 48 号

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定・公表について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月19日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

東京都公立学校情報機器整備支援事業補助金を受けるにあたり、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定・公表について、承認を求める。

東京都狛江市 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	5,324	5,329	5,348	5,252	5,136
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	6,122	4,778	3,271	1,642	13
③ 整備台数(予備機除く)	1,301	1,330	1,320	1,301	0
④ ③のうち、 基金事業によるもの	1,301	1,330	1,320	1,301	0
⑤ 累積更新率	24.4%	49.4%	73.9%	100.0%	102.3%
⑥ 予備機整備台数	49	199	198	195	0
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの	49	199	198	195	0
⑧ 予備機整備率	3.8%	15.0%	15.0%	15.0%	—
基金事業により整備済の台数(前年度までの④+⑦)	0	1350	2879	4397	5893
当年度までの調達台数累計(③+⑥)	1,350	2,879	4,397	5,893	5,893

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新の考え方)

第1期のタブレットについて、令和2年9月に導入した。利用状況等によっては、端末の損耗率が高く、日常的な利活用に支障が出かねない状況にあるため、一部の端末について、令和6年度中に調達し、令和7年度当初に入替を行う。また、翌年度以降も損耗率が高い端末から随時入れ替えていくことにより、年度ごとの端末入替台数の平準化を図っていく。なお、令和10年度以降については、国の動向等を確認のうえ、改めて整備計画を策定する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分計画について)

○対象台数

令和2年9月購入児童生徒用タブレット 4,036台

○処分方法

教職員利用に転用、教育委員会会議用に転用等を行ったうえで、損耗が激しいもの等は、小型家電リサイクル法認定事業者への委託による再使用・再資源化を検討する。

○端末のデータの消去方法

処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和7年6月 処分事業者 選定

令和7年10月以降 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他

令和8年度以降も入替分について損耗の程度を確認のうえ同様の対応を実施予定。

【狛江市】
ネットワーク整備計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合	0%	0%	100%	100%	100%
アセスメントの実施有無	無	無	無	無	無

(現状) R6.5.1 現在

学校名	児童生徒数(人)	推奨帯域(Mbps)
狛江第一小学校	921	673
狛江第三小学校	633	566
狛江第五小学校	664	566
狛江第六小学校	569	538
和泉小学校	513	511
緑野小学校	627	553
狛江第一中学校	409	468
狛江第二中学校	413	468
狛江第三中学校	274	408
狛江第四中学校	301	422

○実測結果等

インターネット回線に最も近いLANポートに有線接続、各教室のwifiのどちらの実測においても、同程度の速度が出ており、校内LANでのボトルネックは発生していないことが明らかとなった。

実測の結果については、日時、場所、測定端末等の条件によりゆらぎがある。また、国の推奨帯域には達していない。

教員への聞き取り調査では、一部の教員から「デジタル教科書のページめくりが遅い時がある」との意見があった。

○アセスメント等により明らかとなった課題及び今後の対応

上記現状のとおり、校内LANに問題は見られないため、通信契約の見直しの検討を行う。

なお、通信契約の見直しの検討にあたっては、学校でのタブレットの利用状況（デジタル教科書の活用状況等）に応じた通信上の問題の発生状況について、分析を行う。

【狛江市】 校務DX計画

目的

GIGAスクール構想の下において、校務DXを推進し、教員の児童・生徒に向き合う時間の確保並びに働きやすさ向上による教員の心身健康保持の実現及び誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境の整備を図る。

取組内容

各種法令の遵守、セキュリティの確保を行ったうえで、業務効率化、教員の精神的負担軽減を念頭に以下の取組を各主体ごとに実行する。

現在の環境で実行できるものについては、各主体は直ちに実行するとともに、教育委員会は、各学校の取組について好事例等を狛江市立学校全体に共有することにより取組を加速させる。

取組を実行するにあたり、システムの設計変更等が必要なものは、目的に沿った設計を次期システム更新時に向けて検討する。

【教育委員会と学校のやり取り】

- ・グループウェアを活用した情報発信の推進
- ・会議のペーパーレス化

【校内（教員間）のやり取り】

- ・各種事務手続のペーパーレス化
- ・会議のペーパーレス化
- ・各種資料・教材のデータでの共有

【学校と保護者等のやり取り】

- ・教員用メールアカウントの追加
- ・保護者用連絡ツール導入の検討

【その他】

- ・育児・介護等に配慮したリモートワークシステムの実施
- ・統合型校務支援システムの更改に向けた要件の整理
- ・生成AIの活用

【狛江市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

子どもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）が進むなかで、児童生徒1人1人に応じた指導・支援がより必要になっている一方、教員不足等により学校教育を担う人材は限られており、ICTを有効に活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」を実行し、児童生徒の成長の最大化を図る。

GIGA第1期の総括

令和2年9月に1人1台タブレットを導入し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校、学級閉鎖時の学習保障、探求的な学習における資料の作成、自身の意見形成・発表等に活用してきた。

一方で、端末スペックによる通信遅延や他自治体との利用サービスの相違、教員間の利用頻度の差、運用面での業務増加等、ハード、ソフト両面での課題が発生しており、利活用を進めるにあたり、解決を図る必要がある。

1人1台端末の利活用方策

「個別最適な学び」が進められるよう、教員にはこれまで以上に子どもの成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められるため、例えば下記に記載の事例のようにタブレット等を効果的に活用していく必要がある。

- ・教育データに基づく児童生徒の実態把握、実態に応じた指導の個別化（学習が遅れがちな児童生徒に対するフォロー、発展的な学習の実施）にタブレット（例えば、デジタルドリル）を活用する。
- ・授業支援ツール等を活用した他者参照による児童生徒同士での学び合い等、主体的な学びを推進する。

なお、教員が不足するなか、個別最適な学びを行うにあたり、上記取組は必須であり、端末の整備・更新により、児童生徒向けの1人1台端末環境を引き続き維持することは当然に必要なものである。

狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定基本方針

1 選定方法

指名型プロポーザル方式を採用する。

2 指名型プロポーザル方式による理由

本業務委託は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」）」第5条第1項に基づき、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として、国が令和4年11月に策定した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」により指定された就学事務に関わる業務についてのシステムを標準化するものである。

市が令和5年8月に策定した「狛江市情報システム標準化の基本方針」では、全国の自治体が一斉に標準化対応作業を行うことから、確実な移行を担保するため、基本的にはベンダを切替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップする方針であるが、就学事務関係システムの現行ベンダについては、令和5年10月時点で共同利用方式におけるガバメントクラウドでの標準アプリ提供の見込みが立たず見積書が提出されない状況であった。

このため、本業務委託に係る予算は現行ベンダ以外の事業者の見積により確保し、令和6年7月に都内で実績のある事業者等15社に個別に案内しつつ広くRFIを実施した。その結果、現行ベンダを含む2社から、令和7年度中にガバメントクラウドで運用管理する標準化対応版パッケージの導入が可能との回答が得られた。また、システムの構築内容の違いによる辞退が1社、令和7年度末までの稼働対応が不可能なことによる辞退が4社、8社からは連絡なしという状況であった。

しかし、RFIでの現行ベンダの見積額は予算額を大きく上回る状況であったため、RFIに応じた現行ベンダを含む2社を指名し、受託金額も含めながら、提示条件に対する提案書に基づきその内容を審査して決定するプロポーザル方式により、総合的に判断して選定するものとする。

3 審査方法

審査機関として、関係部署で構成する狛江市学齢簿等システム標準化対応委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査には、標準化対応システムの操作性、業務に対する履行体制、工程の安定性、経費等及び他の関連システムとの連携に関する提案等の内容から総合的に評価する方式とする。評点は、評価項目ごとに採点し、その点数を集計する総合加点方式で行う。審査会委員による無記名個人採点を集計し、合計得点が採用基準点を上回り最も高い事業者を最優先受託事業者として選定することとする。

4 スケジュール

9月17日	業者選定委員会付議（プロポーザル方式の決定）
9月19日	教育委員会定例会付議（関係例規を教育委員会にて制定）
9月20日	指名事業者へ提示
10月7日	参加意思確認
10月18日	指名事業者からの提案書提出締切
11月1日	プレゼンテーション・審査会実施
11月	業者選定委員会へ報告
11月	委託事業者決定

専決処分の報告について

このことについて、下記事案につき専決処分をしたので報告します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 内 容 | 令和6年6月23日(日)、狛江市立狛江第二中学校体育館を予約していた団体が、当該施設を利用できない事案が発生した。原因を調査・確認した結果、狛江市立狛江第二中学校の確認不足により、学校開放利用団体の予約が入っていたにも関わらず、バレーボール部の第9ブロック夏季選手権大会を実施していたことが判明した。団体は、事業実施を断念し、予定していた指導者に対し、当日のキャンセル料として、指導者派遣費用等支払ったことから、当該費用について、損害を賠償するものです。 |
| 2 損害賠償額 | 69,990 円 |
| 3 専決処分日 | 令和6年9月5日 |